

急傾斜地崩壊対策工事特記仕様書

第1節 適用

この仕様書は、県が実施する急傾斜地崩壊対策工事の施工に適用する。

第2節 適用すべき諸基準

1. 受注者は、急傾斜地崩壊対策工事の施工にあたっては、島根県公共工事共通仕様書、同特記事項及び本特記仕様書による他、下記の諸基準によらなければならない。

- ・ 傾斜地保全関係事業設計指針（島根県土木部）
- ・ 国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編（日本河川協会）
- ・ 改訂新版 建設省河川砂防技術基準（案）同解説 調査編 設計編〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕（日本河川協会）

上記、諸基準は契約時の最新の基準を適用すること。

第3節 施工計画

1. 受注者は、工事に先立ち、設計条件、施工条件、施工時の安全性の確保、特に住民への安全、環境の保全等の条件を十分考慮した施工計画を立案しなければならない。

2. 施工計画書の作成にあたっては、島根県公共工事共通仕様書及び同特記事項に定める項目の他に、施工箇所毎に次の事項を十分検討しなければならない。

- ① 工事の規模
- ② 現地の地形、地質、湧水、地下空洞等の状態
- ③ 施工時期（梅雨期あるいは台風期を挟むか否か等）
- ④ 周辺の人家の配置状況、工事スペース、搬入路の有無等

3. 施工計画書には施工箇所毎に下記の内容について全て記載すると共に、その都度必要な内容を記載しなければならない。

- ① 仮設防護柵の構造と設置位置
- ② 資材、機械等の搬入、搬出ルート
- ③ 切土の方法、手順（切土分割図添付）
- ④ コンクリートの打設計画図（分割図）
- ⑤ 掘削土の搬出方法、土捨場
- ⑥ 降水・湧水・地下水の排水対策
- ⑦ 安全管理体制（安全管理組織、掲示板、安全ロープ、安全柵、警報装置、照明設備、監視員・交通整理員の配置等）
- ⑧ 関係機関並びに住民への緊急時の連絡及び避難体制

4. 施工単位は施工箇所毎の工法、地形地質、人家の配置等により決定するものとするが、全区間の掘削を先行してはならない。

やむを得ず全区間の掘削を先行する場合は、掘削により崩壊を誘発しないよう法面処理等

の処置をとらなければならない。

施工単位は、10m～20mを標準とする。

5. 区間毎に速やかに、定められた崩壊防止施設を設置し、斜面切取り面の露出期間を最小限にし、斜面の安定に努めなければならない。

第4節 安全対策

1. 受注者は、崩壊の恐れのある斜面で作業を行うため、施工期間を通じて施工区域及びその周辺の居住者、並びに工事関係者等に危害が及ばないように、労働安全衛生法その他の関係法規等にもとづき、安全管理に十分注意を払わなければならない。
2. 受注者は、工事の開始にあたっては、必ず地元住民へ工事の内容、避難体制や緊急時の連絡体制などの安全管理体制等について十分な説明を行い、工事に対する理解と協力を得るよう努めなければならない。
3. 受注者は、工事の施工中は監視員を配置し、工事区域のみならず周辺を常に巡視し、斜面の状況、周辺の状況を監視しなければならない。監視員は、土木一般世話役程度の知識、技能、経験を有するものでなければならない。監視員は、施工計画書に明記するものとする。
4. 受注者は、工事中に危険を察知した場合の笛、警鐘、サイレンなどによる、住民や作業員への伝達方法及び避難方法をあらかじめ定め、住民や作業員に事前に周知しておくとともに、現地の見やすい位置に注意を促すための掲示板を設置しなければならない。
5. 受注者は、斜面下部には、施工期間を通じて、切土、碎石などの崩落、飛散を防止するため、設計図書に指定された仮設防護柵を設置し、監督職員の検査を受けなければならない。なお、斜面が長大なときは、土砂等の落下速度を減ずるために監督職員と協議のうえ、必要に応じて中間防護柵を設けなければならない。設置した仮設防護柵は、崩落、飛散の恐れが完全に無くなった時点でなければ撤去してはならない。
6. 受注者は、気象予報には常に注意し、1日の作業終了後及び作業中に降雨が著しいときは、施工斜面を防水シート等で覆い、雨水による斜面の洗掘または崩落が生じないようにしなければならない。
7. 受注者は、施工区域背後からの地表水が施工区域内に流入しないように、あらかじめ仮排水路等を設けるなど、適切な処置をしなければならない。また、湧水が確認される箇所には、必要に応じて仮排水路等を設け、施工区域外に排水するなど、湧水が地中に浸透することを防がなければならない。
8. 受注者は、毎日の作業開始前及び終了後には工事施工区間を点検し、その状況を作業日報に記入しなければならない。特に降雨や地震の後には、斜面の浸食、亀裂、節理の状況等を調査し、安全を確かめた後でなければ作業を行ってはならない。
9. 受注者は、前項の結果、異常が認められたときには、速やかに区域の住民及び作業員を避難させるなど必要な処置を講じ、監督職員に連絡しなければならない。
10. 受注者は、土砂及び資材等の搬入、搬出並びに置場等については、工事の安全施工と通路の安全確保を十分考慮して施工しなければならない。

11. 受注者は、施工区域内及び資材搬入路は常に整然と整理し、資材等が飛散しないように管理しなければならない。
12. 受注者は、施工中に異常が生じたときは、速やかに監督職員と協議のうえ、適切な処置を講じなければならない。

第5節 土 工

1. 受注者は、作業能力を考慮して無理のない工程計画を立案しなければならない。
2. 斜面における土工は、人力施工を原則とし、施工による落石、崩壊等の発生を防止するため、短区間に分割し、各区間毎に上部から施工しなければならない。
切土は斜面の上方から行い、オーバーハング部分を残すようなすかし掘りや同一斜面での上下作業をしてはならない。
3. 土工完了後は、直ちに本体工事を施工し、安全な状態に仕上げた後でなければ、次の区間の作業に着手してはならない。
4. 受注者は、設計図書に示された地質、地下水状況等と現地の状況が異なる場合には、速やかに監督職員と協議のうえ、必要な処置をとらなければならない。
工事区域内に崩壊しやすい土質の層、湧水等を認めたときには、速やかに監督職員と協議のうえ、崩壊防止、湧水排除等の処置をとらなければならない。
5. 受注者は、斜面下部の切土により崩壊が誘発される危険性がある場合には、監督職員と協議のうえ、必要に応じて土留施設等をあらかじめ施工しなければならない。
6. 受注者は、斜面の挙動を監視する必要がある場合には監督職員と協議のうえ、必要に応じて自動警報器付伸縮計などの計器類を設置し、警戒避難体制を整えなければならない。
7. 受注者は、監視員を配置して危険な作業を未然に防止しなければならない。
8. 斜面上及びのり肩付近の緩んだ岩塊、樹根、不安定土塊は斜面から取り除かなければならない。
9. 切土斜面と周辺の自然斜面とのすり付けは不自然な形状を避け、ラウンディングによってなじみをよくし、のり面保護工等によって端部を入念に処理しなければならない。
10. 切土作業で機械を用いる場合は、斜面の安定度を十分検討したうえで地山に過度の衝撃や振動を与えないような適切な機種を選定しなければならない。
11. 受注者は、切土作業に先立ち正確な丁張を設け、設計された勾配で切取り、切りすぎや切り不足のないように施工しなければならない。
12. 受注者は、切土にあたっては、切土施工部分以外の地山や周辺の地山をいためないように十分注意を払わなければならない。

第6節 地表水排除工

1. 表面水を受ける排水施設は、それをのみ込みやすくするため地山に十分食い込ませなければならない。また、埋戻は不透水性の材料で入念に行うこと。
2. 施工にあたっては、漏水、越水、滞水しないようにしなければならない。